

住所 居所不明ただし住民票上の住所

熊本県熊本市吉原町12番地

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成14年11月28日付け熊収第300号の書面（一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事の土地収用案件に係る第10回審理開催通知書）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成14年12月20日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成14年12月6日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

熊本県収用委員会公告第22号

公 示 に よ る 通 知

熊本県熊本市保田窪四丁目1048番14の土地所有者

氏名 澤田哲哉（持分40分の1）

住所 居所不明ただし住民票上の住所

大阪府東大阪市衣摺一丁目3番28号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成14年11月29日付け熊収第302号の書面（一級河川緑川水系藻器堀川改修工事（熊本県熊本市保田窪四丁目地内から同県同市八反田一丁目地内まで）の土地収用案件に係る現地調査通知書）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成14年12月20日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成14年12月6日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃